

伊佐市新庁舎議場等システム整備業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、伊佐市新庁舎の建設に伴い、新たに整備する本会議場及び委員会室に映像・音響システム等の設備を導入することにより、議会運営の効率性や確実性を確保し、また議会情報の公開の促進及び充実を図り、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく、開かれた議会を実現することを目的とする。

2 業務の内容

本業務の内容は、システムの構築・設置・設定・配線・調整とし、実施に伴う新庁舎等建設工事施工業者との調整を含むものとする。

3 履行期間

契約締結後から令和8年12月28日まで

- ※ 新庁舎への機器等の設置については、新庁舎建設工事完成引渡後2ヶ月間（予定）とする。
ただし、本委託事業は新庁舎建設事業と連動して行うものであり、当該建設工事の進捗等の影響により履行期間の調整が発生する可能性がある。
- ※ 工事進捗により搬入時期が変動する場合は、契約締結後に建築施工業者と協議のうえ、適切に調整可能とする。
- ※ 上記完了後、本市の要請により機器等の操作説明を行うこと。

4 履行場所

伊佐市役所新庁舎（鹿児島県伊佐市大口里2845番地2）

5 導入体制

- （1） 本業務全体を管理可能な者が責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある技術者で管理体制を構築すること。また、完了までの工程表を提出すること。
- （2） 本業務については、システムの信頼性が最も重要視され、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能と体制を考慮したものにする。

6 適用範囲等

本仕様書は、本業務の基本的な業務内容について示すものであるが、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また本業務を遂行するために必要な事項は、全て受託者側が考慮のうえ提案し実施しなければならない。また、受託者の都合により、業務遂行上追加すべき点や変更すべき点があれば本市に報告し、了解を得ること。ただし、費用については受託者の負担とする。なお、受託者は次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- (1) 本業務に伴い知り得た内容は、他に洩らさないこと。
- (2) 定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化に努めること。
- (3) 本業務の実施に当たり、契約図書及び本市の指示等に従い、本業務の意図や目的を十分理解した上で設置施工を行うこと。
- (4) 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等に十分留意し、業務の信頼性と安全性の確保に努めること。
- (5) 引渡しを要さない発生材や不要となる機器等は、関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- (6) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、全て本市に帰属すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、本市の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書における要件は、最低限のものであり、これ以外でも創意を凝らした提案があり、かつ本市の導入目的に有効なものがあれば積極的に提案すること。
- (9) 本仕様書に対して疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定すること。

7 調達要件等の概要

- (1) 本業務の主たる機器の構成やシステム要件は「8. システムの仕様」に示すとおりであるが、本要件に記載がなくても、システム構築に必要な機器及びソフトウェアがあれば追加して提案すること。また、「8. システムの仕様」に示す仕様に対応できない場合で代替要件（代替提案）がある場合は、代替要件を提案すること。
- (2) 機器等については安全性、信頼性を確保し、参加表明書提出時点で製品化されていること。
- (3) 納入等のスケジュールについては工程表を提出し、議会事務局担当者と事前に協議するとともに、その指示に従うこと。
- (4) 本業務は議会運営に支障をきたさないよう配慮して行うこと。
- (5) 調達に係る機器は、指定する場所に搬入し、設置及び調整の後に取扱説明を行うこと、なお、その諸費用は本業務に含むものとする。

8 システムの仕様

8-1 基本機能

- (1) 本会議や委員会等を円滑に運営するために発言者以外の者が明瞭に発言を聞き取ることができるように発言者の音声を適正に拡声する機能
- (2) 本会議や委員会等の会議録作成のために必要となる音声を長時間にわたり高品質で録音する機能
- (3) 議場で行われる会議について、庁舎内共聴設備視聴による生中継等、及びインターネット配信での生中継等をするために必要となる議会映像を高画質で撮影する機能
- (4) 本市が設置する庁舎内共聴設備及びインターネット設備への適切な信号を出力する機能
- (5) 議会映像にテロップを表示する機能
- (6) 会議運営を確認するために必要となる議会映像等を録画する機能
- (7) 発言残時間、出席議員数、賛否の状況等を議場内モニターに表示する機能

- (8) 会議の開始等を周知する機能
- (9) 登退庁状況を操作、表示する機能
- (10) 傍聴席に字幕テロップを表示する機能

8-2 本会議場の基本機能

(1) 概要

- ① 本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ② 議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。
- ③ 赤外線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。

(2) 制御システム

- ① 本会議場のシステムに使用する機器を21.5型以上のタッチパネルから制御ができ、安定稼働が可能なシステムであること。また、故障の原因となり得る要素については、あらかじめ検証済みであり、信頼性が確保されていること。
- ② 本システムに使用する制御OSについては、将来的なサポート終了や不意の自動アップデートによるシステム障害を避け、長期にわたり安定した運用を実現するため、Windows OS等のようにサポート期限が明示されている汎用OSは原則として使用しないこと。代替として、ベンダーが提供する専用OS、組み込み型OS、またはメーカーによる保守・サポート体制が確立された独自OS等、長期運用と更新管理が可能なものとする。やむを得ず汎用OSを用いる提案を行う場合は、アップデート制御の方法や長期サポートの活用、運用維持策について提案書にて詳細に説明し、本市がそれを妥当と認めた場合に限り採用を認めるものとする。
- ③ 制御部には停電時に備え無停電電源装置を設置すること。
- ④ 本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ⑤ 議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。
- ⑥ 赤外線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。

(3) 操作

- ① 場内のシステム操作は、議場内の操作席で行えること。
- ② 操作に必要な機器は、操作席に設置すること。
- ③ 基本的には、マイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができ、タッチパネルを使用し、視覚的に分かりやすく、簡単なワンマンオペレーションによる操作で議会運営が可能であること。
- ④ 4台のハイビジョンカメラの撮影映像の表示、カメラのレンズの方向などの調整やカメラ

の切り替え、テロップの表示操作、マイクの切り替えや音量調節、採決操作も一つのタッチパネルの画面上で全て表示及び操作ができること。また、録音・録画、質問残時間の管理、出席議員数の表示等の操作についても同様とすること。

- ⑤ タッチパネル画面の表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿って作成すること。
- ⑥ 操作及び表示画面の構成や機能、項目、配置、デザイン、配色等に関しては、全て本市の意向に沿って作成すること。

(4) 撮影・録画・テロップ表示

- ① 議場で撮影した映像や音声及び映像に表示したテロップを送出し、市議会映像の生中継映像等を安定的に放送することができる必要な送信設備を設置すること。また、議会配信映像等を高品質で録音・録画できるための機器を指定する場所へ設置すること。
- ② 議場で収録した撮影映像や音声及び映像に表示したテロップを、OFDM 変調器等で庁舎内のテレビでも視聴できるように整備すること。
- ③ 発言者及び議場内撮影用に旋回型のハイビジョンカメラを4台以上設置すること。
- ④ 事前にカメラごとに撮影する対象者を設定することができ、事前に発言者毎に最適なレンズの角度、方向、焦点などを設定することができるものとする。開会中であってもタッチパネルよりカメラの調整が可能で、調整後の撮影位置登録も随時可能であること。また、カメラ切替時にはカメラが移動中の映像はオンエア映像に出さない機能を有すること。
- ⑤ 撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し自動的に表示することができるものとする。また、テロップはJIS第1、第2水準及び外字にも対応しており、議員名称等が正確に表示可能であること。
- ⑥ 演壇席や質問席など、不特定多数の者が発言する席については、会議中に必要に応じて随時、職員が一人で容易に必要なテロップを表示することができる機能を持つものとする。テロップについては、改選後などの議員名、職員名、役職名等の変更などを職員が随時容易にできるものとする。
- ⑦ 議員席後方中央壁面左右に議会運営用モニターとして85型以上の液晶ディスプレイを2台、議長席、事務局長席、質問席、演壇の卓上に、同じく議会運営用モニターとして10型以上の液晶ディスプレイを4台設置すること。表示内容としては、発言残時間、現在時刻、出席議員数、オンエア映像、採決状況が選択して表示でき、必要な情報を5分割まで表示可能であること。表示内容やレイアウトについては、議会事務局担当者と協議し、承認を受けるものとする。これらに必要な機器、機材、配線等の設備を設置すること。発言制限時間終了の任意のタイミングで文字の色を変化させたり、秒表示させるなど視覚的に発言者へ知らせることができるものとし、ブザーの鳴動によっても知らせることができるものとする。
- ⑧ 議会休憩中にはタッチパネル操作により、任意の静止画、動画が再生できる機器を整備すること。休憩時には連動して録画、録音機器は一時停止となり、再度開会した際には同じく連動し録画録音を再開できること。
- ⑨ 傍聴席に55型以上の液晶ディスプレイを移動可能なモニタースタンドにて1台設置する

こと。表示内容としては、オンエア映像、字幕テロップを選択して表示でき、必要な情報を分割表示可能であること。

- ⑩ 執行部控室壁面に32型以上の液晶ディスプレイを設置し、オンエア映像と本会議場執行部席マイクからの呼出表示が可能であること。本会議場マイクから呼出操作がされた際には効果音が拡声されること。
- ⑪ 議会事務局壁面に32型以上の液晶ディスプレイを設置し、オンエア映像が表示可能であること。

(5) 音響・録音

- ① 議場にマイクやスピーカーなどの必要な音響設備を設置すること。なお、マイクはスピーカー及びイヤホンジャックを備えたもので国内メーカー製とし、赤外線方式であり、形状は卓上設置型とすること。
- ② 音響設備は、高品質な音質を確保し、またハウリングの発生を抑制するなど発言の明瞭な聞き取り、高品質の録音を確実に行うことができるものとする。
- ③ マイクシステムに関しては、ON/OFF操作等の外部制御を行う際の仕様内容が開示され、メーカー及び正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式によるマイク制御可能な機種を選定すること。また、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能と体制を考慮したものにする。また、メンテナンス性を考慮して国内メーカー製とし、保守の容易性が確保できるものであること。
- ④ 議場内の議長席、演壇席、質問席、議員席、執行部席及び事務局長席のそれぞれにマイク設備を設置すること。また、議場内の天井に集音マイクを設置し、録音漏れが無いように考慮すること。
- ⑤ マイクrohンは2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクrohンの向きが容易に口元に調整可能であること。
- ⑥ カメラの切り替えなどに連動し、自動で発信者のマイクスイッチのON/OFFができるものとする。ただし議長席などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニットの数量は4台以上とすること。
- ⑦ 発言時にはマイクのリングランプが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態が確認できるものであること。
- ⑧ 議長席は1席で、議長用のマイクユニットを設置し、演壇席1席、質問席1席、議員席16席、執行部席18席、事務局長席1席にそれぞれ参加者用のマイクユニットを設置すること。議長席、議員席にはマイクユニット本体は採決ボタンを有すること。また、マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さ(600mm以上)とし、容易に脱着可能なものとする。
- ⑨ 録音については、デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器(会議録等作成用として使用する)、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。)予備録音用も含め2台以上設置すること。録音の開始、一時停止、再開及び停止については、職員

が容易に操作席のタッチパネルで操作できるものとする。

- ⑩ マイクの個別音量及び全体音量の調整は、操作席のタッチパネルの画面上で開会中であっても容易に調整することができるものとする。
- ⑪ 議場全体の音声を拡声するスピーカーは適切な位置に配置し、発言者の発言を適切に拡声することにより、明瞭度の高いクリアな音声を確保し、出席者や傍聴者等の聞き取りに支障を及ぼすことがないものとする。本会議場には明瞭度の高いラインアレイスピーカーを4台以上設置すること。また、傍聴席にもラインアレイスピーカーを2台以上設置すること。議会事務局、正副議長室、議場ラウンジ、議員控室に天井埋込型スピーカーを設置すること。議会事務局、正副議長室、議員控室壁面にはアッテネーターを設置し、音量調整が可能であること。

(6) その他

- ① 議場で開催する本会議等の終了後に議事の経過状況を把握し、また会議録の作成を補助するために、タッチパネルでマイク操作した時刻や発言者の氏名、発言場所、採決結果等をテキストデータ等で取得できるものとする。
- ② 会議の開始等を知らせるブザー音を場内のスピーカーから鳴らすことができるものとする。

8-3 委員会室等の機能

(1) 概要

- ① 本設備は、委員会運営に必要な音響機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ② 赤外線方式の会議用マイクシステムを設置し拡声を行うとともに、ハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。マイクは各ユニット端末の発言ボタンを手動にて操作可能であり、同時に発言可能なマイクユニットの数量は4台以上であること。また、メンテナンス性を考慮して国内メーカー製とし、保守の容易性が確保できるものであること。

(2) 音響・録音・映像

- ① 委員会室で赤外線方式マイクが使用可能な環境を整備すること。
- ② 委員会室に赤外線方式の会議システムを設置し、マイクは、スピーカー及びイヤホンジャックを備えた卓上型のマイクユニットとすること。使用するマイクユニットの台数は以下のとおりであること。
 - ・委員会室 15台（うち委員長用1台）
- ③ マイクユニットは、バッテリーによる運用で使用可能なものとする。また、バッテリー充電器を委員会室のマイク用リチウムイオン電池を1度に充電できる台数整備すること。
- ④ マイクロホンには2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクrohンの向きが容易に調整可能であること。マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さ（600mm以上）とし、容易に脱着可能なもの

とする。

- ⑤ 発言時にはマイクのリングランプが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態が確認できるものであること。
- ⑥ 天井埋込型集音マイクロホンを設置すること。台数は効果的、かつ経済的な台数とする。
- ⑦ 録音については、デジタルデータとして、発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するので、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。）を機器収納ワゴンに正副2台設置すること。
- ⑧ 委員会室に操作機器収納ワゴンを設置し、主電源ユニットを有すること。
- ⑨ 委員会室に天井埋込型のスピーカーを2台設置すること。

8-4 登退庁設備の機能

(1) 概要

本設備は、庁舎内において議員登退庁状況の一元管理を行い、簡単に操作、表示できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。

(2) 操作・制御

- ① 議会事務局受付に32型以上のタッチパネルを設置し、登退庁操作及び表示が可能であること。
- ② 議会事務局内に登退庁管理用ノート端末を設置し、名簿管理、議場及び委員会室の使用状況、表示ディスプレイの管理が可能であること。
- ③ 議会事務局内には登退庁設備機器を収容可能な機器収納ワゴンを設置すること。
- ④ 登退庁設備に使用する制御端末は、長期間の安定運用を確保するため、OSの自動アップデートやサポート終了によるシステム障害が発生しないよう、更新管理が可能で、かつ長期にわたる保守が可能な構成とすること。原則として、Windows OS等の汎用OSは使用せず、専用OS、組み込み型OS、または長期サポートの体制が整ったシステムを用いること。また、本会議場の制御設備と接続し、出席議員数等の情報共有が可能であること。
- ⑤ 議場ラウンジ壁面に65型以上の液晶ディスプレイを設置し、①のタッチパネルで操作した登退庁状況及び各部屋の使用状況が表示可能であること。

8-5 字幕表示設備の機能

(1) 概要

本設備は、傍聴席に設置する55型以上の液晶ディスプレイに表示内容としては、本会議場で発言された音声を字幕にてテロップを表示可能なシステムを構築すること。

(2) 操作・制御

- ① 本会議場に字幕テロップ端末を設置すること。
- ② 字幕テロップ設備には本会議場映像及び音声を入力し、入力音声を字幕テロップに変換表示可能であること。また、変換された字幕テロップを入力映像と合成した信号を傍聴席に設置

する５５型以上の液晶ディスプレイに出力可能であること。

- ③ 支給するインターネット回線及びルーターを字幕テロップ端末に接続すること。
- ④ 字幕テロップソフトウェアについては、ブラウザで各設定が可能であり、固有名詞の登録機能、禁止文字の非表示機能を有すること。

９ 設置及び調整等

（１） 設置及び調整

- ① 新庁舎に構築するシステム機器の設置及び調整を行うこと。
- ② 本整備における導入機器については、業界標準以上のもので仕様を満たす機器の設置及び調整を行うこと。

（２） 電源、配管、配線工事及び耐震対策

システム構築に必要な電源工事、配管工事及び耐震対策については、原則として新庁舎建設本体工事で実施するが、工事施工業者と十分に協議すること。ただし、機器を収納するラック等の固定等については本業務で実施すること。また、配線工事については、本業務で実施すること。

なお、本業務において使用する資材は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和２年２月７日閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。

（３） バージョンアップ

議会運営制御部および登退庁設備制御部については、OS等のサポート期限切れによるシステム更改が不要となるよう、長期サポートが可能で、かつ不意のアップデートを制御できる構成とすること。やむを得ずサポート期限のある汎用OSを使用する場合には、更新管理方法および長期的な保守体制について十分な提案がなされ、本市が妥当と判断した場合に限り許容するものとする。

（４） システム総合試験の実施

導入機器の新規設置、映像・音響機器設置工事及び既設機器の最終的な接続が終了した後、総合試験（リハーサル）を行うこと。総合試験の実施は、試験項目を作成し操作テストを行うこと。

（５） 操作研修・マニュアル・立会

受託者は、議会システムの担当職員に対して導入システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の教育研修を実施すること。なお、受託者は、操作研修に必要な機材や手順書、開催場所を届け出し、議会事務局と内容を協議の上、実施すること。また、操作研修後に実施される新庁舎の市民向け内覧会、議員向け説明会、本会議前リハーサルについても要望に応じ

立会を実施すること。

(6) 保守・運用支援

- ① 受託者は、保守、運用支援及び障害対応時の担当者や連絡先等を記載した業務実施体制図を作成し、本市へ提出すること。また、変更があった場合には業務実施体制図を修正し、速やかに本市へ提出すること。
- ② 本格運用を開始する最初の本会議及び委員会においては、立ち会いを行うこと。
- ③ 各設備の納入完了後より最低5年間、システム及び機器等の保守及び運用支援が可能であること。
- ④ 引渡し後1年間の瑕疵担保期間については保守契約と同等の対応で、運用サポートを実施すること。
- ⑤ システムを長期的・安定的に運用するため、運用開始後1年あたりの定期点検（各定例会前）を含む保守費用（年額）を別途見積もること。
- ⑥ 制御システムに Windows 等の汎用OSを用いる場合、次期OS更新時に必要となる機材の更新リスト（機器、ソフトウェア、ドライバー等一式）と、経費を含む更新費用を記載した資料（任意様式）を企画提案書に添付すること。

※ 保守点検等に係る参考見積額⑤及び Windows 等の汎用OSを用いる場合の更新費用⑥は、本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。

10 発展的要件（技術力、企画力、障害対応等による発展的な提案を求める項目）

本項目は、企画提案者の実績、経験、技術力、企画力等に基づく専門的見地からの積極的な提案を求めるものである。以下の項目について、事業者としての考え方、実施可能な内容、提案するシステムの優れた機能等を踏まえ、対応可能な事項や提案したい内容があれば、その内容を提案すること。

(1) システム障害トラブル等の未然防止及び発生時の対応

〈提案の例〉

- ・機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられていること。
- ・システム障害が発生した場合でも、議事運営及び会議録作成に支障をきたさないよう、議事の進行や録音記録が可能となる代替措置や復旧手順が具体的に提示されていること。
- ・定期的な点検・監視・診断による予防保守体制が整備されていること。

(2) 議場の多目的利用を可能とする機能・拡張性

〈提案の例〉

- ・議場を議会開催時以外にも市民参加型のイベント、住民説明会、防災会議、公開講座等に利用可能とするための音響・映像・表示・操作系統の汎用性が確保されている。
- ・外部接続端子や制御装置の開放性、操作画面の簡便性、レイアウト変更への対応力等が備えられている。

(3) iPad による資料提示機能の活用に関する提案

〈提案の例〉

- ・議員に配布済みの iPad を活用し、図面、資料、印刷物等を表示して、その画面を議場内の表示装置や録画映像に即時反映できる運用方法が示されている。
- ・画面共有や拡大表示機能、操作の簡便性において優れたシステムが提案されている。
- ・将来的な OS のアップデートや端末の更新に柔軟に対応可能な設計がなされている。

(4) その他の発展的提案

仕様書に明記されていないが、導入により議会運営の効率化、市民への情報発信力向上、安全性の強化、管理運用コストの削減等が期待される独自の提案がある場合には、その内容を積極的に提示すること。

〈提案の例〉

- ・AI 議事録支援、字幕表示支援、リアルタイム翻訳機能等
- ・機器配置の工夫による省スペース化

1 1 提出書類要件

受託者は、本業務に必要な本市が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更する際は、その都度本市の承諾を受けること。

提出書類の概略は、以下のとおりとする。

(5) 本業務完了時の成果物は、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。

(6) 提出図書の概要は次のとおりとする。

① 施工計画書

- ・業務実施体制図
- ・導入スケジュール
- ・導入機器仕様書
- ・検査方法

② 完成図書

- ・操作運用取扱説明書
- ・構築機器取扱説明書
- ・システム保証書
- ・導用品仕様一覧（機器仕様書）
- ・本システム系統図
- ・本システム実装図
- ・本システム平面配置図
- ・試験成績書
- ・打ち合わせ時の議事録
- ・施工写真（材料検収、施工前、施工後）

③ その他、本市より指示のあったもの

1 2 その他の事項

- (1) 受託者は、システム構築を適切かつ円滑に遂行するため、職員との打ち合わせ及び協議を必要に応じて実施し、承認を受けること。
- (2) 契約締結後は、新庁舎に係る設備等について、新庁舎建設工事施工業者との打ち合わせには必要に応じ積極的に参加し、施工上必要な資料等を作成提示し、機器等の納入設置が円滑にできるようにすること。
- (3) 契約締結後は、新庁舎建設工事に伴う配線ルートの確保等必要な設備について、新庁舎建設工事施工業者と速やかに打合せを行うこと。
- (4) 新庁舎建設工事施工業者との間で機器設置上の課題が発生した場合は、新庁舎建設工事施工業者と打合せの上、解決すること。電気設備工事との工事区分については、配管、隠蔽ボックス、電源供給は新庁舎建設本体工事が実施し、機器据付、配線、結線、システム調整その他は本業務に含む。また、議場システムに関わる建築総合図の確認、作図に必要な資料提供を適宜行うこと。